



Title	近世アルザスをめぐる権力秩序：神聖ローマ皇帝・フランス王・帝国等族 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	吉田, 香織
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第13400号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/74494
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Kaori_Yoshida_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 吉田（安酸）香織

学位論文題名

近世アルザスをめぐる権力秩序

—神聖ローマ皇帝・フランス王・帝国等族—

・本論文の観点と方法

本論文は、17～18世紀のアルザス地域の権力秩序を考察することを通じて、近世ヨーロッパにおける権力秩序に関する新たな見通しを得ることを目的とする論文である。近代国民国家像及び主権国家体系の見直しが進む中において、同時代の史料に依拠して、アルザス地域の諸権力が、神聖ローマ皇帝、フランス王と帝国等族とどのような関係にあったのかを動的に考察する点に特色がある。

本論文は、分析の対象を1648年のヴェストファーレン（ウエストファリア）条約におけるアルザス譲渡問題の経緯を分析した後、当条文の実際の適用をアルザスの十都市について具体的に考察する。さらにアルザス地域の最大勢力であるシュトラースブルク司教について考察を加え、複雑に絡み合った重層的な権力関係を描き出している。

・本論文の内容

本論文は、序章につづく全三章および終章から構成されている。

まず序章「近世ヨーロッパにおける権力秩序：現状と課題」では、国家、ヨーロッパ、地域という三つのレベルでの研究動向概観、ならびに課題の設定が行われている。本論文は、現代に発する問題関心のもとで、近代および国家の視点から離れ、近世ヨーロッパの権力秩序そのものを分析し、近世ヨーロッパ史像の再構築と近代国民国家の相対化に取り組んでいる。その際、具体的な考察対象となるのが、近世のアルザスである。なぜならこの地域は、19世紀以降に独仏間で四度も帰属が変更され、近代国民国家の問題を凝縮したような地域であるが、19世紀以前には全く異なる地域秩序を想定できるからである。つまり、近世と近代の相違が鮮明にあらわれ、近代の相対化に最適な地域といえる。しかし問題は、近世アルザス史研究もまた、近代および国家、とりわけフランスの視点から、遡及的かつ一方的に論じられてきた点にある。したがって本論文は、近世アルザスをめぐる権力秩序の再考を課題とし、フランス支配や国家間の領有問題という観点からではなく、より複雑に絡み合った重層的な権力関係に目を向け、それを読み解くことによって、「等身大」の近世アルザス像を描き出すことを試みている。この課題に取り組むにあたり、以下の点に注意が払われている。すなわち、アルザスを構成する地域諸権力が、神聖ローマ皇帝と共に帝国政治を担う「帝国等族」（皇帝と直接封建関係にあり、帝国議会に出席権を持つ者）でもあり、帝国において人的ネットワークや諸制度を利用できる立場にあったことである。これらの帝国等族が、フランス王権といかなる対立や交渉を繰り広げ、アルザスの地域秩序の形成にどのように関わったのか、また皇帝権と王権のあいだにいかなる関係を築き、ライン川周辺にどのような権力秩序をもたらしたのかを、全般的な傾向と個別具体的な事例の双方から検討されている。

第一章「ヴェストファーレン講和会議におけるアルザス譲渡問題」では、近世アルザスをめぐる権力秩序を考察する前提として、ヴェストファーレン講和会議（1643～48）で取り決められたアルザス譲渡が扱われる。この譲渡は、長らく近代主権国家を前提に解釈されてきたが、本章ではヴェストファーレン条約史料集を用いて、アルザス譲渡の内実と同時代的理解に接近することが試みられている。まず第一節でアルザス譲渡問題の背景として三十年戦争と講和会議を概観し、第二節でミュンスターにおける補償交渉の経緯が明らかにされている。つづいて第三節でアルザス譲渡の交

渉、第四節で条文の詳細な分析が行われる。これらを通して、アルザス譲渡が単なる国家間の領有権ないし主権の移行ではなく、近代主権国家の視点では捉えきれない近世的な要素を多々含んでいることが明らかにされている。この考察結果は、48年以降のアルザス譲渡の条文適用について、従来とは異なる歴史像を提示する可能性をもつ。

第二章「17世紀後半の条文適用における十都市とラントフォークトの紛争」では、従来のように1648年以降をフランス王の主権確立や王国への併合過程とはせず、アルザス譲渡の条文適用の過程とみなし、その過程で生じた十都市をめぐる紛争が考察される。なぜなら十都市は、フランス王に譲渡されたラントフォークタイの問題をめぐる48年以降に最も早く王との紛争に至った帝国等族であり、この紛争のなかに同時代の条文理解、解釈の変化、それに対する諸権力の対応を具体的に見て取ることができるからである。まず第一節で十都市同盟とラントフォークタイの概要が示されたのち、第二節で十都市とフランスのラントフォークトの紛争、第三節でレーゲンスブルクの永久帝国議会における調停、第四節で1670年代以降の十都市をめぐる変化が考察される。これらを通して、アルザスに対する主権確立が必ずしもフランスの共通目的ではなかったこと、十都市は紛争解決と特権維持のために皇帝とフランス王のあいだでさまざまな手段を用いることができたこと、そして条文解釈および十都市を取り巻く環境が1670年代に変化し、都市エリートは王権との協働に向かうことが指摘されている。

第三章「17世紀末以降のアルザスとシュトラースブルク司教領」では、1680年以降に条文解釈がどのように変化し、十都市以外の帝国等族がフランス王と皇帝とのあいだでどのように振舞い、ライン川上流域にいかなる権力秩序をもたらしたのかを、シュトラースブルク司教と司教領を事例に考察される。なぜなら同司教は、アルザスで最大の所領を有する諸侯であるが、国家や地域の枠組みに収まらない同司教領は、これまで等閑視されてきたからである。したがって本章では、第一節で17世紀末以降のアルザスについて新たな理解の可能性を示したうえで、第二節でシュトラースブルク司教と司教領を概観し、第三節で司教と近隣勢力の係争を考察し、第四節で司教がフランス王と皇帝の双方の封臣としての地位を確立する一過程として、皇帝宮廷における司教領の授封を取り上げている。これらを通して、80年以降もアルザス譲渡に対する一定の共通理解に基づいて地域秩序が形成され、ライン川周辺には王国と帝国の「内」とも「外」とも言い難い空間が生み出されていたことが明らかにされた。

最後に終章「総括と展望」では、アルザス譲渡の取り決め、条文の共通理解と解釈の変化、そして実際の地域秩序という三点から、アルザスでは個々の帝国等族の存在が地域や国家に収まらない重層的な権力秩序にあり、それは各国史や国家間関係、あるいはアルザス内のみ注目した地域史では到底とらえきれないものであることが明示されている。さらに今後の課題として、ライン川周辺の住民たちを視野に入れ、当時の人々がアルザスやその周辺の空間をどのように知覚していたのかを考察することを指摘している。今後は、このように国家という枠組みに必ずしも収斂しない描写を積み重ねることにより、従来の諸国家からなるヨーロッパという理解に代わる、新たな近世ヨーロッパ史像を描き出すことを目指している。